



行橋市告示第14号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により令和6年9月10日行橋市告示第92号で告示した行橋市農業振興地域整備計画を同法第13条第1項の規定により変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

令和7年2月26日

行橋市長 工藤 政



1 縦覧場所

行橋市役所 産業振興部 農林水産課